

2 愛媛県松野町芝家文書調査

東 昇

1. 調査の経緯、概要

本調査は、2019年度から愛媛県松野町より委託され実施している。調査参加者は、東昇（教員）、山田洋一（特任講師）、正瑞千幸、長谷川巴南（3回生）である。

芝家文書は、芝家（愛媛県松野町松丸）に伝来し、近年松野町に寄贈された近世から昭和にかけての文書群である。芝家は俳人芝不器男（明治36年（1903）～昭和5年（1930））の生家である。同文書は、7つの木箱に収納され、①芝家に関する文書、②同家当主が勤めた庄屋（松丸・為和井両村）関係文書、③宇和島藩榎谷番所（現松野町富岡、土佐国との境目）文書に大別される。

今年度の調査は、昨年度作成した文書目録の再チェックを行い、文書箱の調査、翻刻、解題、論考・コラムの作成を進めた。今年度、報告書の原稿を作成し、来年度刊行予定である。調査・研究成果として、東昇による松丸村の村政や、晒蠟や紙などの産業、榎谷番所作成の御用日記・伝帳・御用状などの情報蓄積や伝達、山田洋一による宇和島藩榎谷番所の番人等とその役務、など執筆した。このなかで番所の情報蓄積について2で概略を記す。

2. 宇和島藩番所の情報蓄積

宇和島藩の榎谷番所は、藩が設置した28ヶ所の番所の内、城下から藩士である番人が派遣される9ヶ所の番所の一つである。この番人は、基本1名で3年任期で交代し、世襲ではない。相役もおらず1名勤務のため、番所所蔵文書による情報の蓄積・継承が重要となる。

このような記録として、①明和6年（1769）「御掟書并先年ヨリ之御裁許之趣写書」（文書番号4-3）、②寛政2年（1790）「詰中被仰出諸窺并来状控」（4-2）、③弘化3年（1846）「榎谷御番所心得向控」（4-4）、④嘉永5年（1852）「伝牒」（4-281）、⑤文久元年（1861）「伝帳」（4-282）の5冊の文書がある。いずれも、各番人が勤務中に発生した案件を記録したもの、それへの藩の判断・裁許の写し、職務の心得向・手引書である。このほか番人別に受け取った御用状の現物がまとめられているが、その中で重要案件を抜き書きし、日常業務の参考にしたと思われる。③弘化3年の記録には、「鈴木友太夫控ニも有之」「御定目鈴木氏控相違ニ付記置候事」とあり、番人鈴木友太夫の控を参照し判断していたことが分かる。この控は、鈴木が記した約60年前の②寛政2年「詰中被仰出諸窺并来状控」である。

城下から離れた場所に1名で勤務し、他の役職とも業務内容が違い職務知識の応用ができず、この記録は城下様々な場面での判断も多いため考案された情報蓄積の方法と考えられる。